

# 鹿児島県屋外広告物条例及び 鹿児島県屋外広告物条例施行規則

平成6年6月に地方自治法の一部が改正され、中核市の制度が新たに設けられました。（地方自治法第252条の22～第252条の26）

本県においては、鹿児島市が平成7年12月に指定され、同市が平成8年4月から中核市へ移行したことに伴い、屋外広告物行政は、条例制定権を含め全ての権限が鹿児島市へ移譲されました。

平成16年6月には、いわゆる「景観緑三法」が制定されました。

その中で、良好な景観形成に重要な役割を担う屋外広告物法も大幅な改正が行われ、景観行政団体である普通市町村への条例制定事務の移譲手続き等が規定されました。

これに基づき、景観行政団体である指宿市が平成19年10月から自ら制定した指宿市屋外広告物条例（屋外広告物の表示等の禁止、制限、方法等の基準、違反に対する措置、除去した屋外広告物の保管、売却又は廃棄）の規定に基づき屋外広告物の規制・誘導を行っています。

この法令集は、本県の区域で適用される鹿児島県屋外広告物条例及び同条例施行規則等を掲載しています。

（鹿児島市、指宿市（屋外広告業に係る規制を除く。）の区域を除く。）



沿		革	
鹿児島県屋外広告物条例 (昭和39年10月5日 条例第83号)		鹿児島県屋外広告物条例施行規則 (昭和39年12月21日 規則第144号)	
改正	昭和44年 7月 1日 条例第 22号	改正	昭和42年 4月28日 規則第 44号
	〃 47年 9月 8日 〃 第 37号		〃 44年 2月28日 〃 第 13号
	〃 49年 3月29日 〃 第 16号		〃 46年 3月22日 〃 第 27号
	〃 51年 3月26日 〃 第 13号		〃 47年11月13日 〃 第109号
	〃 57年 3月26日 〃 第 20号		〃 48年 6月30日 〃 第 53号
	〃 60年 3月29日 〃 第 28号		〃 49年 3月30日 〃 第 16号
	〃 60年10月11日 〃 第 41号		〃 49年 7月22日 〃 第 52号
平成	2年 3月28日 〃 第 15号		〃 52年 3月14日 〃 第 5号
	〃 4年 3月27日 〃 第 40号		〃 58年10月26日 〃 第 79号
	〃 8年 3月27日 〃 第 24号		〃 62年 4月 1日 〃 第 36号
	〃 11年 3月26日 〃 第 24号	平成	2年10月19日 〃 第 47号
	〃 12年 3月28日 〃 第 72号		〃 4年 3月27日 〃 第 15号
	〃 12年12月26日 〃 第114号		〃 5年 3月31日 〃 第 30号
	〃 13年 7月 6日 〃 第 45号		〃 6年 3月30日 〃 第 19号
	〃 15年 3月25日 〃 第 5号		〃 7年 3月20日 〃 第 6号
	〃 15年 3月25日 〃 第 10号		〃 8年 3月27日 〃 第 16号
	〃 15年10月14日 〃 第 47号		〃 11年 5月18日 〃 第 53号
	〃 16年12月24日 〃 第 69号		〃 12年 6月23日 〃 第141号
	〃 17年 3月29日 〃 第 74号		〃 13年 9月28日 〃 第 59号
	〃 17年12月26日 〃 第106号		〃 14年10月 1日 〃 第 61号
	〃 19年 7月 6日 〃 第 42号		〃 15年 3月25日 〃 第 17号
	〃 20年 3月28日 〃 第 25号		〃 16年 2月17日 〃 第 8号
	〃 22年 3月26日 〃 第 18号		〃 16年10月29日 〃 第 80号
	〃 22年 6月25日 〃 第 35号		〃 16年12月24日 〃 第 89号
	〃 24年 3月27日 〃 第 26号		〃 17年 3月18日 〃 第 26号
	〃 25年 3月29日 〃 第 45号		〃 17年 3月31日 〃 第 83号
	〃 30年12月25日 〃 第 47号		〃 17年 7月 1日 〃 第 95号
令和	6年12月24日 〃 第 50号		〃 17年 9月26日 〃 第107号
			〃 17年11月 7日 〃 第116号
			〃 18年 1月 1日 〃 第 1号
			〃 18年 1月 6日 〃 第 2号
			〃 18年 3月24日 〃 第 26号
			〃 19年 3月 2日 〃 第 4号
			〃 19年 3月30日 〃 第 43号
			〃 19年 9月28日 〃 第 65号
			〃 20年 3月28日 〃 第 22号
			〃 20年 5月23日 〃 第 57号
			〃 20年10月 3日 〃 第 80号
			〃 20年11月18日 〃 第 92号
			〃 21年 5月15日 〃 第 34号
			〃 22年 3月12日 〃 第 6号
			〃 23年 6月21日 〃 第 37号
			〃 24年 3月30日 〃 第 35号
			〃 25年 3月29日 〃 第 23号
			〃 28年 3月29日 〃 第 21号
			〃 30年12月25日 〃 第 43号
		令和	3年 3月30日 〃 第 18号
			〃 3年 3月30日 〃 第 28号

※ 次頁から、左頁が「鹿児島県屋外広告物条例」、右頁が「鹿児島県屋外広告物条例施行規則」になっています。

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
(目 的)	
<p><b>第1条</b> この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p>	⇒法第1条(P2)
(広告物の在り方)	
<p><b>第2条</b> 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観の形成若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。</p>	
(禁止地域等)	
<p><b>第3条</b> 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p>	⇒法第3条(P2) ※禁止地域の区分→規則第2条の3
<p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同法第41条第1項の規定により知事が建築物の建蔽率に関する制限を定めた区域(これらの地域のうち、知事が指定する区域を除く。)</p>	⇒都市計画法(P104) ⇒都市緑地法(P107) 「知事が指定する区域」→規則第2条
<p>(1)の2 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域</p>	⇒景観法(P105) 「知事が指定する区域」→指定なし
<p>(1)の3 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(第5条第1項第2号の3において「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域</p>	「知事が指定する区域」→指定なし
<p>(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びに当該敷地の周囲5メートル以内の地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区</p>	⇒文化財保護法(P108)
<p>(3) 鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条又は第25条の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同条例第30条の規定により指定された史跡名勝並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域</p>	⇒鹿児島県文化財保護条例(P109) 「知事が指定する範囲」→規則第2条の2第1項
<p>(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域</p>	⇒森林法(P109)
<p>(5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第2号に規定する公園又は緑地の区域</p>	⇒都市公園法(P110) ⇒社会資本整備重点計画法施行令(P111)
<p>(6) 前号に掲げる公園又は緑地の区域以外の公園又は緑地の区域で、知事が指定するもの</p>	「知事が指定する区域」→規則第2条の2第2項
<p>(7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域内の特別地域</p>	⇒自然公園法(P111)
<p>(8) 県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第18条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の特別地域</p>	⇒県立自然公園条例(P112)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(趣 旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、鹿児島県屋外広告物条例(昭和 39 年鹿児島県条例第 83 号。以下「条例」という。)の規定により、規則に委任された事項及び条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(禁止地域から除外する区域)</p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 3 条第 1 号の知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域のうち、一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路端から両側 20 メートル以内の区域とする。</p> <p>(禁止地域)</p> <p><b>第 2 条の 2</b> 条例第 3 条第 3 号の知事が指定する範囲は、同号に定める建造物の敷地及び史跡名勝の周囲 5 メートル以内の範囲とする。</p> <p>2 条例第 3 条第 6 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鹿児島県奄美パークの区域</p> <p>(2) 鹿児島県上野原縄文の森の区域(条例第 3 条第 2 号に該当する地域を除く。)</p>	

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和 37 年法律第 142 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹林のある地域</p> <p>(10) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 3 章及び第 4 章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域</p> <p>(11) 鹿児島県自然環境保全条例(昭和 48 年鹿児島県条例第 23 号)第 3 章の規定により指定された県自然環境保全地域</p> <p>(12) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道等(鉄道, 軌道及び索道をいう。以下同じ。)で知事が指定する区間</p> <p>(13) 道路及び鉄道等に接続する地域(第 5 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。)で, 知事が指定する区域</p>	<p>⇒都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(P113)</p> <p>⇒自然環境保全法 (P 113)</p> <p>⇒鹿児島県自然環境保全条例 (P 114)</p> <p>「知事が指定する区間」→指定なし</p> <p>「知事が指定する区域」→規則第 2 条の 2 第 3 項</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>3 条例第3条第13号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鹿児島本線，日豊本線，指宿枕崎線，肥薩線，吉都線，日南線，肥薩おれんじ鉄道線及び九州新幹線に接続する地域でこれらの鉄道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(2) 一般国道10号のうち霧島市隼人町野久美田669番7号地先から霧島市道丸岡鳴瀬戸線との交点まで及び始良市脇元字尾崎2024番12地先から始良市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で，同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(3) 一般国道220号のうち宮崎県との境界から志布志市道夏井1号線との交点まで，鹿屋市立花岡中学校正門前から同市立古江小学校付近の同市古江町643番8地先まで及び垂水市海潟1711番1地先から霧島市道亀割牧之原線との交点までの区間に接続する地域で，同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(4) 一般国道223号のうち宮崎県との境界から霧島市隼人町西光寺字釜迫の新川1号橋までの区間に接続する地域で，同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 一般国道226号のうち南さつま市笠沙町片浦字福戸山鼻16520番10地先から同市坊津町坊字本ヲロノ尻4031番1地先まで，指宿市開聞十町字筒ノ尻4840番3地先から県道川尻浦山川線との交点まで及び指宿市岩本字旧城山2700番口地先から指宿市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で，同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(7) 県道川尻浦山川線の全区間に接続する地域で，同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(8) 県道岩本開聞線のうち指宿市池田字古川迫4985番2地先から指宿市道入野仙田線との交点までの区間に接続する地域で，同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(9) 県道霧島公園小林線，県道小林えびの高原牧園線及び県道霧島公園線の全区間に接続する地域で，これらの県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(10) 県道国分霧島線のうち県道犬飼霧島神宮停車場線との交点から終点までの区間に接続する地域で，県道国分霧島線の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(11) 一般国道448号のうち一般国道269号との交点から県道内之浦佐多線との交点まで及び肝付町波見字浦1538番地先から同町波見字堀内2417番口地先までの区間に接続する地域で，一般国道448号の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 県道長崎鼻公園開聞線の全区間に接続する地域で，同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(14) 県道指宿鹿児島インター線のうち指宿市及び南九州市に属する区間に接続する地域で，同県道の路端から両側100メートル以内の区域</p> <p>(15) 一般国道269号のうち鹿屋市の高須大橋から南大隅町佐多伊座敷4051番地先までの区間に接続する地域で，同国道の路端から両側100メートル以内の区域</p>	

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(14) 河川，湖沼，溪谷，海浜，高原，山岳及びこれらの付近の地域で，知事が指定する区域</p> <p>(15) 港湾，漁港，空港，駅前広場及びこれらの付近の地域で，知事が指定する区域</p> <p>(16) 官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，博物館，美術館，体育館，国立又は公立の病院及び公衆便所の建物並びにこれらの敷地</p> <p>(17) 古墳及び墓地</p> <p>(18) 社寺，教会及び火葬場の建物並びにこれらの境域</p>	<p>「知事が指定する区域」→規則第2条の2第4項</p> <p>「知事が指定する区域」→規則第2条の2第5項</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(16) 県道隼人加治木線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(17) 県道鹿屋吾平佐多線のうち鹿屋市道古江東 1 号線との交点から鹿屋市道高須線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(18) 一般国道 504 号のうち一般国道 223 号との交点(霧島市隼人町東郷字川原田 1143 番 1 地先)から県道隼人加治木線との交点(霧島市溝辺町麓字請口 70 番地先)までの区間に接続する地域で、一般国道 504 号の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(19) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間に接続する地域で、これらの道路の路端から両側 500 メートル以内の区域</p> <p>(20) 一般国道 389 号のうち黒之瀬戸大橋から蔵之元港までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(21) 霧島市道牧園中央線の全区間に接続する地域で、同市道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(22) 霧島市道牧場横瀬線のうち一般国道 223 号との交点から霧島ゴルフクラブ入口までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(23) 県道東方池田線のうち指宿市池田字荷床 2324 番 4 地先から終点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(24) 県道吹上浜公園線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(25) 南さつま市道網揚 1 号線のうち南さつま市加世田高橋字一本松 2755 番 1 地先から同市加世田高橋字船場 1936 番 2 地先までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(26) 県道竜郷奄美空港線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>(27) 県道鹿児島加世田線のうち日置市及び南さつま市に属する区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100 メートル以内の区域</p> <p>4 条例第 3 条第 14 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 大隅湖及びその湖畔から 200 メートル以内の区域</p> <p>(2) 千貫平自然公園及びその区域に接続する 500 メートル以内の区域</p> <p>5 条例第 3 条第 15 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鹿児島空港及びその区域に接続する 500 メートル以内の区域並びにその他の空港及びその区域に接続する 100 メートル以内の区域</p> <p>(2) 港湾管理者が所有し、又は管理する港湾施設及び港湾用地の区域</p> <p>(3) 漁港管理者が所有し、又は管理する漁港施設及び漁港用地の区域</p> <p>(4) 駅前広場の区域</p> <p>(禁止地域の区分)</p> <p><b>第 2 条の 3</b> 禁止地域は、これを第 1 種禁止地域、第 2 種禁止地域及び第 3 種禁止地域に区分するものとし、各禁止地域に属する地域又は場所は、別表第 1 のとおりとする。</p>	<p>⇒別表第 1 (P66)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(禁止物件)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯</p> <p>(2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹</p> <p>(4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの</p> <p>(5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの</p> <p>(6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら</p> <p>(7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器</p> <p>(8) 送電塔、送受信塔及び照明塔</p> <p>(9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの</p> <p>(10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの</p> <p>(11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。</p> <p>3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。</p>	<p>⇒法第3条第2項 (P3)</p> <p>⇒都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(P113)</p> <p>「知事が指定するもの」→現在のところ指定なし</p> <p>⇒景観法 (P105)</p>
<p>(制限地域等)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1号かつこ書の区域</p> <p>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域</p> <p>(2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域</p> <p>(2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間</p>	<p>⇒法第4条 (P3)</p> <p>※制限地域の区分→規則第3条の2 (P31)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第5条 (P37)</p> <p>※許可の基準→規則別表第2 (第1,第2,第6) (P67, P70)</p> <p>「第3条第1号かつこ書」 (P22) →規則第2条 (P23)</p> <p>⇒都市計画法 (P104)</p> <p>⇒景観法 (P105)</p> <p>「第3条第12号」…禁止地域</p> <p>「知事が指定する区間」→規則第3条第1項</p>

(制限地域)

**第3条** 条例第5条第1項第3号の知事が指定する区間は、次のとおりとする。

- (1)から(4)まで 削除
- (5) 一般国道220号のうち東串良町及び大崎町に属する区間
- (6)及び(7) 削除
- (8) 一般国道58号のうち龍郷町に属する区間
- (9)及び(10) 削除
- (11) 県道川内加治木線のうち薩摩川内市永利町と同市樋脇町塔之原との境界から始良市蒲生町下久徳と同市住吉との境界までの区間
- (12) 県道串木野樋脇線のうち薩摩川内市樋脇町市比野字道下5672番4地先から終点までの区間
- (13) 県道市比野東郷線のうち起点から県道川内加治木線との交点までの区間

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(4) 道路及び鉄道等に接続する地域(第2号及び第3条第13号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域</p> <p>(5) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域(第3条第14号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域</p> <p>(6) 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域(第3条第15号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域</p> <p>2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市の区域及び知事が定める町村の区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(広告物協定地区)</p> <p><b>第5条の2</b> 一定の区域内の土地若しくは建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結し、又は当該広告物協定を変更したときは、規則で定めるところにより、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。</p> <p>2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 広告物協定の目的</p> <p>(2) 広告物協定に係る土地の区域(以下この条において「広告物協定地区」という。)</p> <p>(3) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項</p> <p>(4) 広告物協定の有効期間</p> <p>(5) 広告物協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項</p> <p>(7) 広告物協定への加入及び脱退に関する事項</p> <p>(8) その他広告物協定の実施に関する事項</p> <p>3 知事は、第1項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。</p>	<p>「第3条第13号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→規則第3条第2項</p> <p>「第3条第14号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→指定なし</p> <p>「第3条第15号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→指定なし</p> <p>⇒法第4条(P3)</p> <p>「知事が定める町村の区域」→規則第3条第3項</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第5条</p> <p>※許可の基準→規則別表第2 (第1,第2,第6) (P67, P70)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第3条の3第1項</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>2 条例第5条第1項第4号の知事が指定する区域は、前項に規定する道路の区間に接続する地域で当該道路の路端から両側100メートル以内の区域とする。</p>	
<p>3 条例第5条第2項の知事が定める町村は、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町とする。</p> <p>(制限地域の区分)</p> <p><b>第3条の2</b> 制限地域は、これを第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域に区分するものとし、各制限地域に属する地域又は場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(広告物協定地区)</p> <p><b>第3条の3</b> 条例第5条の2第1項の認定を受けようとするものは、その代表者が、広告物協定認定申請書(別記第1号様式)又は広告物協定変更認定申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>⇒別表第1 (P66)</p> <p>⇒別記第1号様式 (P73)</p> <p>⇒別記第2号様式 (P74)</p>
<p>2 前項の認定は、広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。</p> <p>(1) 条例第5条の2第2項第3号に掲げる事項について別表第2に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>(2) 町内会、商店街等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。</p> <p>(3) 広告物協定地区内の土地若しくは建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者の3分の2以上の合意によるものであること。</p> <p>(4) 有効期間が5年以上であること。</p>	<p>⇒別表第2 (P67)</p>
<p>3 知事は、第1項の認定を行つたときは、広告物協定(変更)認定書(別記第3号様式)を交付するものとする。</p>	<p>⇒別記第3号様式 (P75)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(適用除外)</p> <p><b>第6条</b> 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出たものに限る。</p> <p>(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(2) 国及び地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件</p> <p>(4) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(第4項において「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲い又は店舗、倉庫若しくは車庫のシャッターその他これに類するものに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(6) 人、動物、車両(自動車を除く。)、船舶等に表示する広告物</p> <p>(7) 自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(8) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この号及び第19条の11において「指定都市」という。)の区域及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この号及び第19条の11において「中核市」という。)の区域を除く。)、指定都市の区域又は中核市の区域にあるものに、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の法に基づく条例の規定に従って表示する広告物</p>	<p>「第3条から第5条まで」…禁止地域等、禁止物件、制限地域等</p> <p>「規則で定めるもの」→規則第4条第1項</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第4条第2項</p> <p>⇒公職選挙法 (P117)</p> <p>「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2(第1,第2,第3) (P67, P68)</p> <p>「第3条」…禁止地域等</p> <p>「第5条」…制限地域等</p> <p>「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2(第1,第2,第3) (P67, P68)</p> <p>「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2(第1,第3) (P67, P68)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 条例第6条第1項ただし書の規定により規則で定める広告物又は掲出物件は、面積が10平方メートルを超え、又は高さが5メートルを超えるもの(官公署の建物及び敷地に表示し、又は設置するものを除く。)とする。</p> <p>2 条例第6条第1項ただし書の規定による届出は、公共広告物届出書(別記第4号様式)2通に次に掲げる図面を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 形状及び寸法に関する図面</p> <p>(2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面</p> <p>(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図</p> <p>3 条例第6条第1項第4号、第2項第1号から第3号まで及び第7号並びに第3項第1号及び第2号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>⇒別記第4号様式 (P76)</p> <p>⇒別表第2 (P67)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(9) 地方公共団体が公共の用に供するために設置する掲出物件又は知事が指定する団体が規則で定めるところにより設置する掲出物件に、規則で定めるところにより表示する広告物</p>	<p>「規則で定めるところ」→規則第4条の2</p>
<p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 第4条第1項第2号、第8号、第9号又は第10号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>「第4条第1項」…禁止物件  「第2号」…石垣、擁壁その他これらに類するもの  「第8号」…送電塔、送受信塔及び照明塔  「第9号」…煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの  「第10号」…銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの  「規則で定める基準」→規則第4条第3項⇒規則別表第2(第1,第2,第4) (P67, P68)</p>
<p>4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 道標、案内板その他公共的目的をもつた広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とする広告物若しくは掲出物件</p>	<p>「第3条」…禁止地域等  「第2項第1号に掲げるもの」…禁止地域等、制限地域等の適用除外(許可不要のもの)</p>
<p>(経過措置)</p> <p><b>第6条の2</b> 第3条から第5条までの規定により広告物の表示及び掲出物件の設置について制限が加えられることとなつた地域若しくは場所又は物件に、当該制限が加えられることとなつた際、現に適法に表示され、若しくは設置されていた広告物又は掲出物件については、当該制限が加えられることとなつた日から3年間(この条例の規定による許可を受けていた物については、当該許可の期間)は、これらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。</p>	<p>「第3条から第5条まで」…禁止地域等、禁止物件、制限地域等</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p><b>第4条の2</b> 条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の設置の基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 知事が指定する団体は、前項の掲出物件を設置しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 設置の場所</p> <p>(2) 掲出物件の形状及び寸法</p> <p>(3) 維持管理の方法</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事項</p> <p>3 条例第6条第2項第9号に規定する掲出物件に広告物を表示しようとする者は、次に掲げる方法により広告物を表示しなければならない。</p> <p>(1) はり紙又ははり札の表示期間は、1月以内とすること。</p> <p>(2) 前号以外の広告物の表示期間は、1年以内とすること。</p>	<p>「知事が指定する団体」…一般社団法人鹿児島県広告協会（昭和49年7月24日付け計第220の1号知事通知）</p> <p>⇒別表第3（P72）</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(禁止広告物)</p> <p><b>第7条</b> 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの</p> <p>(2) 著しく破損し、又は老朽したもの</p> <p>(3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの</p> <p>(4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの</p> <p>(5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(許可の期間及び条件)</p> <p><b>第8条</b> 知事は、第5条又は第6条第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>	<p>⇒法第3条 (P2)</p> <p>「第5条」…制限地域等 「第6条第4項」…禁止地域における許可による適用除外</p>
<p>2 前項の許可の期間は、広告物又は掲出物件の種類に応じ、3年を超えない範囲内で、規則で定める。</p>	<p>「規則で定める」→規則第5条の2</p>
<p>3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては前2項の規定を準用する。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(許可の申請)</p> <p><b>第5条</b> 条例第5条又は第6条第4項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第5号様式)2通に次に掲げる書類又は図面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 形状、寸法、材料及び構造(建物を利用するものにあつては、建物との関係を表示すること。)に関する図面(模写図)</p> <p>(2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面</p> <p>(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図(道路又は鉄道に接続する地域に設置する広告物又は掲出物件にあつては、その位置から道路又は鉄道までの距離を表示すること。)</p> <p>(4) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、当該土地及び建物の所有者又は管理者の承諾を証する書類</p> <p>(許可期間)</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第8条第2項の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) はり紙、はり札及び気球広告 1月以内</p> <p>(2) 立看板及び広告網 6月以内</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の広告物及び掲出物件 3年以内</p> <p>(更新許可の申請)</p> <p><b>第6条</b> 条例第8条第3項の規定により、許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに、屋外広告物更新許可申請書(別記第6号様式)2通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請に係る広告物又は掲出物件が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる書類を前項に規定する申請書に添付しなければならない。</p> <p>(1) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 第5条第4号に規定する書類</p> <p>(2) 条例第12条の2第3項の規定により点検の結果を報告しなければならない広告物又は掲出物件 安全点検結果報告書(別記第7号様式)</p>	<p>⇒別記第5号様式 (P77)</p> <p>⇒別記第6号様式 (P78)</p> <p>⇒別記第7号様式 (P79)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(変更等の許可)</p> <p><b>第9条</b> 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物を変更し、又は掲出物件を改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p><b>第10条</b> この条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第20条に規定する屋外広告物審議会の議を経て、許可することができる。</p> <p>(許可の表示)</p> <p><b>第11条</b> この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票をはり付けておかななければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、許可の期限を明示したものでなければならない。</p> <p>(管理義務)</p> <p><b>第12条</b> 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第1項において「広告物の表示者等」という。)は、これらに関し補修その他必要な管理を行い常に良好な状態を保持しなければならない。</p> <p>(点検)</p> <p><b>第12条の2</b> 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第10条第2項第3号イに掲げる者(第19条の11第1項第1号において「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。</p> <p>3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検(当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。)の結果を知事に報告しなければならない。</p>	<p>「規則で定める軽微な変更又は改造」→規則第7条第2項 「規則で定めるところ」→規則第7条第1項</p> <p>⇒法第5条(P3) 「規則で定める」→規則第8条</p> <p>「許可の証票」→規則第9条 「許可の押印」→規則第9条</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(変更許可の申請)</p> <p><b>第7条</b> 条例第9条第1項の規定により、許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(別記第8号様式)2通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 形状及び色彩に変更を加えることなく広告物又は掲出物件を補修し、又は塗り替えること。</p> <p>(2) 映画その他の興行に係る広告物を、当該掲出物件の位置又は規格を変更することなく定期的に変更すること。</p>	<p>⇒別記第8号様式 (P80)</p>
<p>(許可の基準)</p> <p><b>第8条</b> 条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可の基準は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>⇒別表第2 (P67)</p>
<p>(許可の通知)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、条例第5条、第6条第4項、第8条第3項、第9条第1項又は第10条第2項の規定により許可をするときは、申請書の1通に屋外広告物許可印(別記第9号様式)を押印するとともに、屋外広告物許可証(別記第10号様式)を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札及び広告網については当該広告物に屋外広告物許可印の押印をもつて屋外広告物許可証の交付に代えることができる。</p>	<p>「第5条」…制限地域等  「第6条第4項」…禁止地域における許可による適用除外  「第8条第3項」…許可の期間の更新  「第9条第1項」…変更等の許可  「第10条第2項」…屋外広告物審議会の議を経た許可  ⇒別記第9号様式 (P81)  ⇒別記第10号様式 (P81)</p>
<p>(点検)</p> <p><b>第9条の2</b> 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項第1号に掲げるものとする。</p> <p>2 条例第12条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであつて条例の規定による許可に係るものとする。</p> <p>3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例第19条の11第1項第3号に掲げる者</p> <p>(2) 第15条第2項各号に掲げる者</p> <p>(3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者</p>	

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(除却義務)</p> <p><b>第 13 条</b> 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第 15 条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第 6 条の 2 に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p><b>第 14 条</b> 知事は、第 7 条又は第 12 条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5 日以上を期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上を期限を定めて、これを設置する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><b>第 15 条</b> 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 8 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 9 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第 9 条第 1 項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(除却命令)</p> <p><b>第 16 条</b> 知事は、第 3 条から第 5 条まで若しくは第 13 条第 1 項の規定に違反し、又は第 14 条第 1 項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5 日以上を期限を定めて、これらの除却を命ずることができる。この場合においては、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</p>	<p>「第 6 条の 2」…経過措置</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 10 条第 1 項</p> <p>「第 7 条」…禁止広告物</p> <p>「第 12 条」…管理義務</p> <p>「第 8 条第 1 項」…許可の条件</p> <p>「第 9 条第 2 項」…変更等の許可の条件</p> <p>「第 9 条第 1 項」…変更等の許可</p> <p>「第 3 条から第 5 条まで」…禁止地域等、禁止物件、制限地域等</p> <p>「第 13 条第 1 項」…除却義務</p> <p>「第 14 条第 1 項」…措置命令</p> <p>「第 14 条第 2 項」…確知できない場合の公告</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(届出等)</p> <p><b>第10条</b> 条例第13条第2項又は第19条第3項の規定による広告物若しくは掲出物件の除却又は滅失の届出は、屋外広告物除却(滅失)届出書(別記第11号様式)によるものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項の規定による管理者の届出、同条第2項の規定による設置者若しくは管理者の変更の届出又は同条第4項の規定による設置者若しくは管理者の氏名、名称若しくは住所の変更の届出は、屋外広告物管理者等設置・変更届(別記第12号様式)によるものとする。</p>	<p>「第19条第3項」…滅失の届出 ⇒別記第11号様式 (P82)</p> <p>⇒別記第12号様式 (P83)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(保管した広告物等の公示)</p> <p><b>第 16 条の 2</b> 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量</p> <p>(2) 保管した広告物又は掲出物件が放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日</p> <p>(3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項</p> <p>2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 2 週間(法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物にあつては、1 週間)、規則で定める場所に掲示すること。</p> <p>(2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公報に登載すること。</p>	<p>⇒法第 8 条第 2 項 (P5)</p> <p>⇒法第 8 条第 3 項第 1 号 (P5) 「規則で定める場所」→規則第 10 条の 2</p> <p>⇒法第 8 条第 3 項第 2 号 (P5)</p>
<p>(公示の日から売却可能となるまでの期間)</p> <p><b>第 16 条の 3</b> 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 1 週間</p> <p>(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間</p>	<p>⇒法第 8 条第 3 項 (P5)</p> <p>⇒法第 7 条第 4 項 (P4)</p>
<p>(広告物等の価額の評価の方法等)</p> <p><b>第 16 条の 4</b> 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 前 2 条及び前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却手続その他の管理について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>⇒法第 8 条第 3 項 (P5)</p> <p>「規則で定める」→規則第 10 条の 3</p>



鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(立入検査)</p> <p><b>第 17 条</b> 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(処分、手続等の効力の承継)</p> <p><b>第 18 条</b> 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。</p> <p>(管理者の設置)</p> <p><b>第 18 条の 2</b> この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 前項の管理する者は、第 19 条の 11 第 1 項第 1 号に掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者等の届出)</p> <p><b>第 19 条</b> この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第 1 項の規定によりこれらを管理する者を置いたときは、遅滞なく規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>「身分を示す証明書」→規則第 11 条</p> <p>「規則で定める」→規則第 11 条の 2 第 1 項</p> <p>「規則で定める」→規則第 11 条の 2 第 2 項⇒条例第 19 条の 11 第 1 項第 3 号 (P50) , 規則第 15 条第 2 項 (P55)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 10 条第 2 項 (P 41)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 10 条第 2 項 (P 41)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 10 条第 1 項 (P 41)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 10 条第 2 項 (P 41)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(屋外広告物立入検査員証)</p> <p><b>第11条</b> 条例第17条第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、鹿児島県屋外広告物立入検査員証(別記第13号様式)とする。</p> <p>(管理者の資格等)</p> <p><b>第11条の2</b> 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) はり紙, はり札, 立看板及び広告網</p> <p>(2) 前号の広告物を除く広告物又は掲出物件で、面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが4メートル以下のもの</p> <p>2 条例第18条の2第2項の規則で定める資格を有する者は、条例第19条の11第1項第3号に該当する者及び第15条第2項各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>⇒別記第13号様式 (P85)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(屋外広告業の登録)</p> <p><b>第 19 条の 2</b> 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>1 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>2 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>3 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p><b>第 19 条の 3</b> 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 商号、名称又は氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 鹿児島県の区域(鹿児島市の区域を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)</p> <p>(5) 第2号の営業所ごとに選任される第19条の11に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第19条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 登録申請者は、鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>⇒法第9条 (P6)</p> <p>「登録申請書」→規則第13条</p> <p>「規則で定める書類」→規則第13条の2</p> <p>⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P120)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(登録の更新の申請期限)</p> <p><b>第 12 条</b> 条例第 19 条の 2 第 3 項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。</p>	
<p>(登録申請書)</p> <p><b>第 13 条</b> 条例第 19 条の 3 第 1 項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記第 14 号様式)とする。</p>	⇒別記第 14 号様式 (P86, 87)
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p><b>第 13 条の 2</b> 条例第 19 条の 3 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第 19 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、当該法人及びその役員)が、条例第 19 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(2) 登録申請者が選任した業務主任者(条例第 19 条の 11 に規定する業務主任者をいう。以下同じ。)が、講習会の修了者又は同条第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>(3) 登録申請者が選任した業務主任者が在籍していることを証する書面</p> <p>(4) 登録申請者(法人である場合においてはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては当該登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、その役員)を含む。)の略歴を記載した書面</p> <p>(5) 登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人)が法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>(6) 登録申請者が個人である場合においては、登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、当該登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合を除く。))の住民票の写し</p> <p>2 条例第 19 条の 3 第 2 項の書面及び前項第 1 号の書面は誓約書(別記第 15 号様式)とし、同項第 4 号の書面は略歴書(別記第 16 号様式)とする。</p>	⇒別記第 15 号様式 (P88) ⇒別記第 16 号様式 (P89)

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(登録の実施)</p> <p><b>第 19 条の 4</b> 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 前条第 1 項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p><b>第 19 条の 5</b> 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 19 条の 3 第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第 19 条の 15 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者(第 19 条の 2 第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第 19 条の 15 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの</p> <p>(3) 第 19 条の 15 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第 19 条の 3 第 1 項第 2 号の営業所ごとに第 19 条の 11 に規定する業務主任者を選任していない者</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p><b>第 19 条の 6</b> 屋外広告業者は、第 19 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第 19 条の 3 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。</p> <p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p><b>第 19 条の 7</b> 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	



鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第 19 条の 8</b> 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 死亡した場合 その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者</p> <p>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) 鹿児島県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p><b>第 19 条の 9</b> 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第 19 条の 15 第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(講習会)</p> <p><b>第 19 条の 10</b> 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する講習会(以下「講習会」という。)に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 知事は、講習会の運営に関する事務を、規則で定めるところにより、他の者に委託することができる。</p> <p>4 講習会を受講しようとする者は、鹿児島県手数料徴収条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p><b>第 19 条の 11</b> 屋外広告業者は、第 19 条の 3 第 1 項第 2 号の営業所ごとに、講習会修了者等(講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者をいう。)のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 屋外広告士</p> <p>(2) 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者</p> <p>(3) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許を有する者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であつて、広告美術仕上げに係る免許を有し、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了したもの</p> <p>(4) 知事が、規則で定めるところにより、講習会の修了者及び前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者</p>	<p>「規則で定める」→規則第 14 条 (P55)</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 17 条 (P55)</p> <p>⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P120)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(5) 条例第 19 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更(法人の役員がその氏名を変更した場合に限る。) 氏名の変更が確認できる書類</p> <p>(6) 条例第 19 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 変更のあつた法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書)及び第 13 条の 2 第 2 項の略歴書並びに同項の誓約書</p> <p>(7) 条例第 19 条の 3 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 変更のあつた業務主任者の第 13 条の 2 第 1 項第 2 号の書面</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第 13 条の 5</b> 条例第 19 条の 8 の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(別記第 16 号様式の 4)により行うものとする。</p>	<p>⇒別記第 16 号様式の 4 (P92)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。</p> <p>(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。</p> <p>(3) 第 19 条の 13 に規定する帳簿の記載に関すること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。</p> <p>(標識の掲示)</p> <p><b>第 19 条の 12</b> 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 19 条の 3 第 1 項第 2 号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p><b>第 19 条の 13</b> 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 19 条の 3 第 1 項第 2 号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p><b>第 19 条の 14</b> 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p><b>第 19 条の 15</b> 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第 19 条の 5 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(3) 第 19 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 第 19 条の 5 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p> <p>(監督処分簿の備付け等)</p> <p><b>第 19 条の 16</b> 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。</p>	<p>「規則で定めるところ」→規則第 13 条の 6</p> <p>「規則で定める事項」→規則第 13 条の 6 第 1 項</p> <p>「規則で定めるところ」→規則第 13 条の 7</p> <p>「規則で定めるもの」→規則第 13 条の 7 第 1 項</p> <p>「規則で定める閲覧所」→規則第 13 条の 8 第 1 項</p> <p>「規則で定める事項」→規則第 13 条の 8 第 2 項</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(標識の掲示)</p> <p><b>第13条の6</b> 条例第19条の12の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人である場合においては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 営業所の名称</p> <p>(4) 業務主任者の氏名</p> <p>2 条例第19条の12の屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(別記第16号様式の5)とする。</p> <p>(帳簿の記載事項等)</p> <p><b>第13条の7</b> 条例第19条の13の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所</p> <p>(3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量</p> <p>(4) 当該表示又は設置の年月日</p> <p>(5) 請負金額</p> <p>2 条例第19条の13に規定する屋外広告業者が営業所ごとに備える帳簿は、屋外広告物台帳(別記第16号様式の6)とする。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。</p> <p>5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。</p> <p>(監督処分簿の閲覧所等)</p> <p><b>第13条の8</b> 条例第19条の16第1項の規則で定める閲覧所は、鹿児島県土木部都市計画課内に置く。</p> <p>2 条例第19条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに登録番号</p> <p>(2) 処分の根拠となる条例の条項</p> <p>(3) 処分の原因となつた屋外広告業者の行為</p> <p>(4) 罰則の適用状況</p> <p>(5) その他参考となる事項</p>	<p>⇒別記第16号様式の5 (P93)</p> <p>⇒別記第16号様式の6 (P94)</p>

鹿児島県屋外広告物条例	参 考

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p>(講習会の開催)</p> <p><b>第14条</b> 知事は、条例第19条の10第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、講習会開催予定日の20日前までに、開催の日時、場所その他講習会に関する事項を公告するものとする。</p> <p>(講習会における講習方法)</p> <p><b>第15条</b> 講習会における講習は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 屋外広告物に関する法令</p> <p>(2) 屋外広告物の表示方法に関する事項</p> <p>(3) 屋外広告物の施工に関する事項</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に掲げる事項の受講を免除するものとする。</p> <p>(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練で帆布製品製造に係るものを修了した者、同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許で帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項に規定する技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した者</p> <p>3 前項の規定により受講の免除を受けようとする者は、受講一部免除申請書(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(修了証明書等)</p> <p><b>第16条</b> 知事は、講習会において受講すべき事項の全部を受講した者に対し、講習会修了証明書(別記第18号様式)を交付するものとする。</p> <p>(講習会の委託)</p> <p><b>第17条</b> 条例第19条の10第3項の規定により、講習会の運営に関する事務の委託(以下「委託」という。)をすることができる者は、屋外広告業者その他の者を社員とする一般社団法人であつて、講習会を的確に実施する能力を有するものとする。</p> <p>2 委託の範囲は、知事はその都度定める。</p> <p>(認定)</p> <p><b>第18条</b> 条例第19条の11第1項第4号の規定による認定(以下「認定」という。)は、営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり屋外広告物に関する法令に違反することがなかつた者について行うものとする。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、講習会修了者等認定申請書(別記第19号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、認定を行つたときは、認定に係る者に講習会修了者等認定書(別記第20号様式)を交付するものとする。</p> <p>(講習会修了証明書等の再交付)</p> <p><b>第19条</b> 第16条に規定する講習会修了証明書又は前条第3項に規定する講習会修了者等認定書の交付を受けた者は、これらの書類を亡失し、又は損傷したときは、再交付申請書(別記第21号様式)により、知事に対しこれらの書類の再交付の申請をすることができる。</p>	<p>⇒別記第17号様式 (P95)</p> <p>⇒別記第18号様式 (P96)</p> <p>⇒別記第19号様式 (P97)</p> <p>⇒別記第20号様式 (P98)</p> <p>⇒別記第21号様式 (P99)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(報告及び検査)</p> <p><b>第 19 条の 17</b> 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(審議会)</p> <p><b>第 20 条</b> 広告物に関する重要事項を調査審議するため、鹿児島県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 知事が第 3 条から第 5 条まで及び第 6 条第 2 項第 9 号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとする場合</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに第 10 条第 1 項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合</p> <p>(3) その他重要な事項で知事が必要と認めた場合</p> <p>3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(審議会の組織)</p> <p><b>第 21 条</b> 審議会は、委員 17 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 関係行政機関の職員</p> <p>(2) 商工業に関する団体の関係者</p> <p>(3) 屋外広告業を営む者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(公告)</p> <p><b>第 22 条</b> 知事は、第 3 条から第 5 条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。</p> <p>(景観行政団体が処理することとする事務の範囲等)</p> <p><b>第 22 条の 2</b> 法第 28 条の規定に基づき、法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、指宿市が処理することとする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><b>第 23 条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>「身分を示す証明書」→規則第 20 条</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例 施 行 規 則	参 考
<p>(屋外広告業立入検査員証)</p> <p><b>第 20 条</b> 条例第 19 条の 17 第 2 項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、鹿児島県屋外広告業立入検査員証(別記第 22 号様式)とする。</p>	<p>⇒別記第 22 号様式 (P100)</p>

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>(罰則)</p> <p><b>第 23 条の 2</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 19 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>(2) 不正の手段により第 19 条の 2 第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第 19 条の 15 第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p><b>第 24 条</b> 第 16 条の規定による知事の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第 25 条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 3 条から第 5 条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者</p> <p>(2) 第 9 条の規定に違反して広告物を変更し、又は掲出物件を改造した者</p> <p>(3) 第 13 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者</p> <p>(4) 第 14 条第 1 項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>(5) 第 19 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(6) 第 19 条の 11 第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者</p> <p><b>第 26 条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 17 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(2) 第 19 条の 17 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(両罰規定)</p> <p><b>第 27 条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 23 条の 2 から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(過料)</p> <p><b>第 27 条の 2</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 19 条の 8 第 1 項の規定による届出を怠つた者</p> <p>(2) 第 19 条の 12 に規定する標識を掲げない者</p> <p>(3) 第 19 条の 13 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> <p>(適用上の注意)</p> <p><b>第 28 条</b> この条例の適用にあつては、住民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲において規則で定める日から施行する。(昭和39年12月規則第143号で、同40年1月1日から施行)(鹿児島県屋外広告物条例の廃止)</p> <p>2 鹿児島県屋外広告物条例(昭和30年鹿児島県条例第40号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例施行の際、旧条例の規定により許可を受けて現に存在する広告物又は広告物を掲出する物件については、その許可期限に限り、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。</p> <p>4 この条例施行の際、この条例の施行により新たに広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止された地域若しくは場所若しくは物件に現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から1年間は、第3条及び第4条の規定は適用しない。</p> <p>5 この条例施行の際、この条例の施行により新たに広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することについて許可を必要とする区域に現に適法に表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件については、この条例施行の日から1年間は、第5条の規定は適用しない。この期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合においては、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。</p> <p>6 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>(昭和44年7月1日条例第22号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和47年9月8日条例第37号)抄</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和49年3月29日条例第16号)抄</p> <p>1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第19条の次に4条を加える改正規定中第19条の2及び第19条の4を加える部分は、この条例の施行の日から起算して3月を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和51年3月26日条例第13号) この条例は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和57年3月26日条例第20号) この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和60年3月29日条例第28号) この条例は、昭和60年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和60年10月11日条例第41号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成2年3月28日条例第15号) この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成4年3月27日条例第40号) この条例は、平成4年5月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成8年3月27日条例第24号)抄</p> <p>1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成11年3月26日条例第24号)抄</p> <p>1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。</p>	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和40年1月1日から施行する。</p> <p>(旧規則等の廃止)</p> <p>2 次に掲げる規則及び告示は、廃止する。</p> <p>屋外広告物条例施行規則(昭和30年鹿児島県規則第71号) 昭和30年鹿児島県告示第717号(屋外広告物条例の規定による許可の基準)</p> <p><b>附 則</b>(昭和42年4月28日規則第44号) この規則は、昭和42年4月29日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和44年2月28日規則第13号) (施行期日) この規則は、昭和44年3月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和46年3月22日規則第27号) この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、昭和46年9月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和47年11月13日規則第109号)抄</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和48年6月30日規則第53号) この規則は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和49年3月30日規則第16号) この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第11条の次に7条を加える改正規定中第12条、第13条及び第18条を加える部分並びに別記第6号様式の次に10様式を加える改正規定中別記第9号様式から別記第12号様式まで、別記第15号様式及び別記第16号様式を加える部分は、この規則の施行の日から起算して3月を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和49年7月22日規則第52号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和52年3月14日規則第5号) この規則は、昭和52年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和58年10月26日規則第79号)抄</p> <p>1 この規則は、昭和58年11月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(昭和62年4月1日規則第36号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成2年10月19日規則第47号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成4年3月27日規則第15号) この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成5年3月31日規則第30号) この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成6年3月30日規則第19号) この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成7年3月20日規則第6号)抄</p> <p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成8年3月27日規則第16号)抄</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条中第2号を削り、第3号を第2号とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>(平成11年5月18日規則第53号)抄</p> <p>1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。</p>	

鹿 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例	参 考
<p>附 則 (平成 12 年 3 月 28 日条例第 72 号) この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 12 年 12 月 26 日条例第 114 号) この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 13 年 7 月 6 日条例第 45 号) 抄 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 15 年 3 月 25 日条例第 5 号) 抄 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 15 年 3 月 25 日条例第 10 号) この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 15 年 10 月 14 日条例第 47 号) 抄 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 16 年 12 月 24 日条例第 69 号) 抄 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 16 年法律第 111 号)附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 17 年 3 月 29 日条例第 74 号) この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 17 年 12 月 26 日条例第 106 号) (施行期日) 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)第 19 条の 2 の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から 6 月(この期間内に改正後の鹿児島県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、改正後の条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合においては、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 19 条の 4 第 1 項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第 19 条の 11 第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正) 5 鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年鹿児島県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。 [次のよう] 略 (鹿児島県手数料徴収条例の一部改正) 6 鹿児島県手数料徴収条例(平成 12 年鹿児島県条例第 11 号)の一部を次のように改正する。 [次のよう] 略 附 則 (平成 19 年 7 月 6 日条例第 42 号) この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>⇒鹿児島県事務処理の特例に関する条例 (P 119)</p> <p>⇒鹿児島県手数料徴収条例 (P 120)</p>

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p><b>附 則</b>（平成12年6月23日規則第141号）抄</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成13年9月28日規則第59号） この規則は、平成13年9月30日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成14年10月1日規則第61号） この規則は、平成14年10月5日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成15年3月25日規則第17号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成16年2月17日規則第8号） この規則は、平成16年3月13日から施行する。ただし、別表第1禁止地域の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成16年10月29日規則第80号） この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定及び別表第1制限地域の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成16年12月24日規則第89号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成17年3月18日規則第26号） この規則は、平成17年3月22日から施行する。ただし、別記第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成17年3月31日規則第83号） この規則中第2条の2第3項第15号の改正規定は公布の日から、同項第27号及び第3条の改正規定は平成17年5月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成17年7月1日規則第95号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成17年9月26日規則第107号） この規則は、平成17年10月11日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成17年11月7日規則第116号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成18年1月1日規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成18年1月6日規則第2号） この規則中第3条第1項第1号から第3号までの改正規定及び別表第1制限地域の項の改正規定は平成18年3月13日から、その他の規定は同月20日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成18年3月24日規則第26号）</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（平成19年3月2日規則第4号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成19年3月30日規則第43号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成19年9月28日規則第65号） この規則中第3条第3項の改正規定（「、 額娃町， 知覧町， 川辺町」を削る部分を除く。）及び別表第1の改正規定は平成19年10月1日から、その他の規定は同年12月1日から施行する。</p>	



鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
<p><b>附 則</b>（平成 20 年 3 月 28 日規則第 22 号）</p> <p>1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（平成 20 年 5 月 23 日規則第 57 号）</p> <p>この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 3 項第 18 号及び別表第 2 の第 4 の表の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 20 年 10 月 3 日規則第 80 号）</p> <p>この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 20 年 11 月 18 日規則第 92 号）</p> <p>この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 21 年 5 月 15 日規則第 34 号）</p> <p>この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 22 年 3 月 12 日規則第 6 号）</p> <p>この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 23 年 6 月 21 日規則第 37 号）</p> <p>この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 24 年 3 月 30 日規則第 35 号）</p> <p>1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号）</p> <p>1 この規則中第 3 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は平成 25 年 7 月 1 日から、第 11 条の 2 第 1 項第 2 号及び別記第 7 号様式の改正規定並びに次項の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、同条第 2 項の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定の施行の際現に鹿児島県屋外広告物条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 83 号。以下「条例」という。）第 5 条又は第 6 条第 4 項の知事の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している場合であつて、条例第 18 条の 2 第 1 項ただし書の規定により同項の管理する者を置いていないときにおける鹿児島県屋外広告物条例施行規則第 11 条の 2 第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>（平成 28 年 3 月 29 日規則第 21 号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成 30 年 12 月 25 日規則第 43 号）</p> <p>1 この規則は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。ただし、別記第 16 号様式の 6 の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（令和 3 年 3 月 30 日規則第 18 号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（令和 3 年 3 月 30 日規則第 28 号）</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>	

